

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート結果報告書
(概要版)

伊丹市

第 1 章 調査の概要

1 調査の目的

アンケートの結果を伊丹市まちづくり基本条例（以下「条例」といいます。）の見直しの参考にするとともに、条例の見直しを検討する市民会議（市民の方、約 30 人で構成する会議）の委員への就任の意思確認を行うことを目的としました。

2 調査項目

回答者について

条例の認知について

条例の普及・啓発について

現在の条例に規定している項目について

条例に新たに追加する項目について

市民会議の委員への参画について

3 調査設計

調査地域 伊丹市全域

調査対象者 伊丹市市内在住の満 18 歳以上の男女

標本数 3,000 人

抽出方法 住民基本台帳から性別、年齢に偏りがないよう等間隔
無作為抽出

調査期間 平成 26（2014）年 4 月 15 日（火）～ 5 月 16
日（金）

調査方法 対象者本人記入方式の調査票調査

配布・回収 とともに郵送による。

4 配布・回収の状況

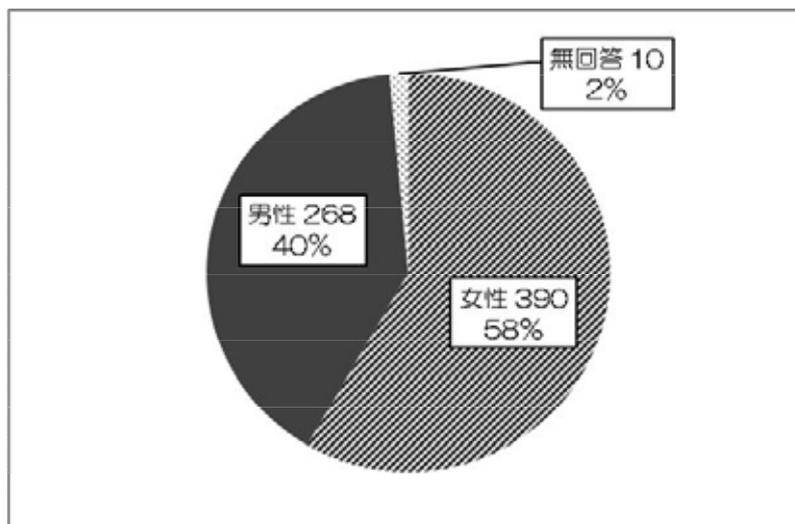
配布数 3,000 件

回収数 668 件（回収率 22.3%）

第2章 調査回答者の属性

1 性別 (668件)

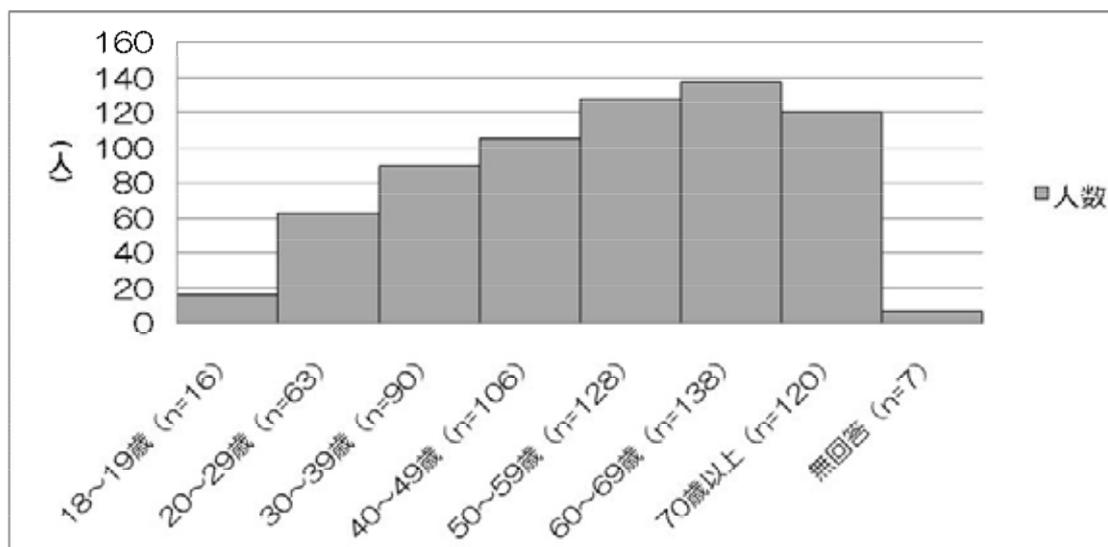
問1 あなたの性別は。



2 年齢 (668件)

問2 あなたの年齢は。

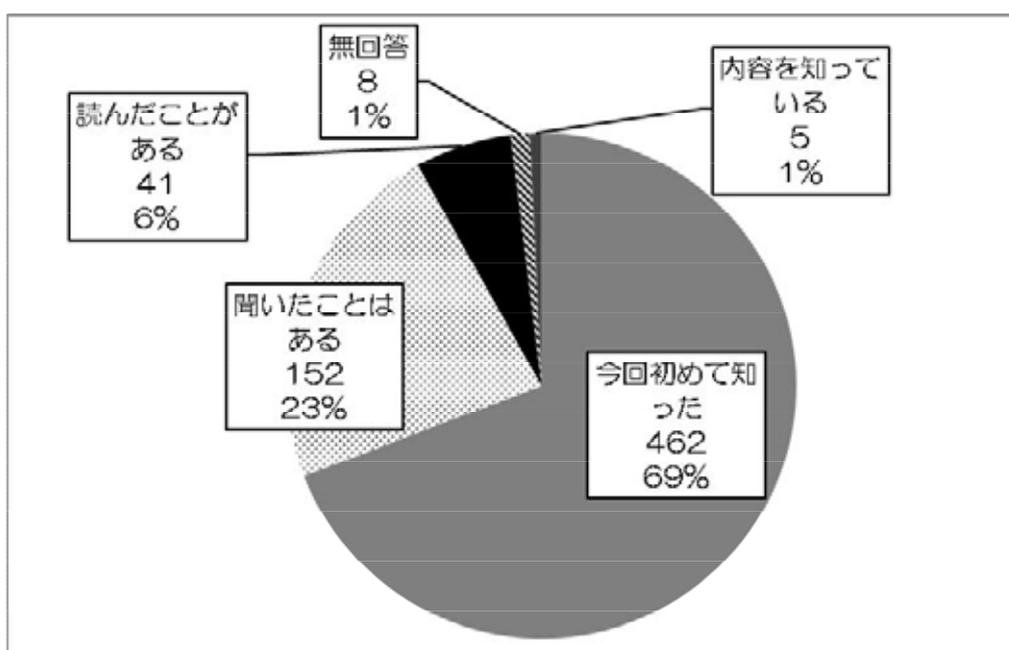
18～19歳	20～29歳	30～39歳
40～49歳	50～59歳	60～69歳
70歳以上		



3 条例の認知度について (668件)

問3 平成15(2003)年に制定された「伊丹市まちづくり基本条例」をご存知ですか。

内容を知っている。 読んだことがある。
聞いたことはある。 今回初めて知った。



4 条例の普及・啓発について（668件）

問5 すべての方におたずねします。

「伊丹市まちづくり基本条例」は、市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的として制定しました。この条例を広く市民の方に知っていただくために、現在、パンフレットの配布や、条例を啓発するイベントの開催、市ホームページによる情報提供などを行っていますが、今後、さらに市民のみなさんに知ってもらうためには、どのような方法が効果的だと思いますか。あれば、記入してください。

記載のあった主なもの

- ・ イベントの際にPRを行う。
- ・ 学校の授業のなかでPRを行う。
- ・ 市内の施設や店舗等の掲示板、電光掲示板などでPRを行う。
- ・ ケーブルテレビ、FMいたみ、SNSなどを利用する。
- ・ 市広報でPRする。
- ・ 自治会の回覧を利用する。
- ・ わかりやすい啓発物を作成する。
- ・ 転入の際や検診時などにパンフレットを配布する。
- ・ 駅やバスの中などにポスターを掲示する。
- ・ 今回のアンケートのように戸別配布する。
- ・ まちづくり基本条例を普及・啓発するイベントの回数を増やす。

5 現在の条例に規定している項目について

「対話の場の設置」について（668件）

問6 市民会議、ラウンドテーブルなどの「対話の場」の設置
（条例第7条）

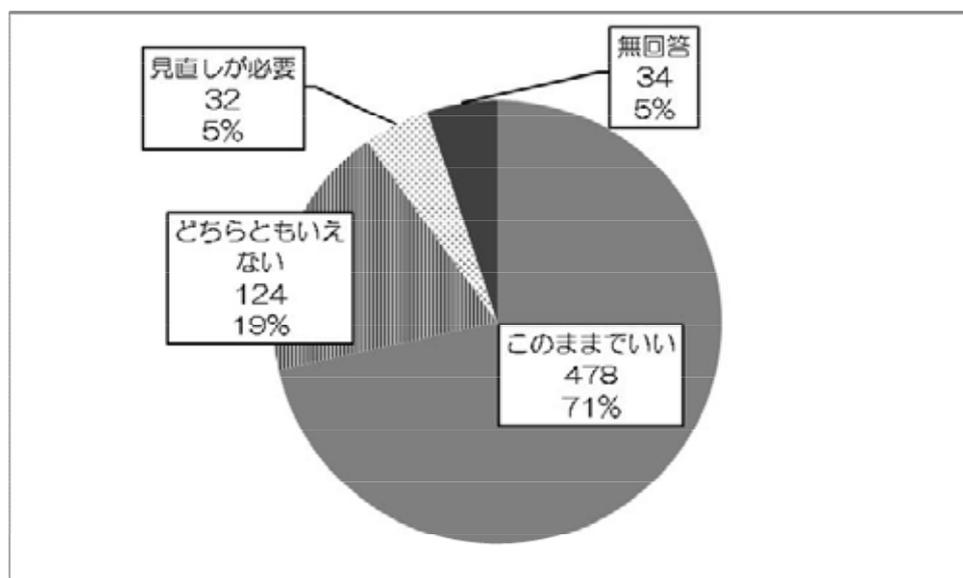
この条文について、

見直しが必要。

を選んだ理由

このままでいい。

どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（46件）

- ・誰でもわかりやすい言葉、表現にしてほしい。
- ・SNSを使った対話も取り入れればいいのではないかと。
- ・「市民が主体となって」という意味が条文内に含まれていない。
- ・第7条第2項後段「技術的支援」が、努力義務ですらない。
- ・文章が長く、わかりにくい。
- ・常に話し合う場を設置しておく必要があると思ったから。
- ・話し合いの場を設置するルールをもっと明確にした方がよい。

「市民意見表明制度の実施」について（668件）

問7 市民意見表明制度（パブリックコメント制度）

（条例第8条）

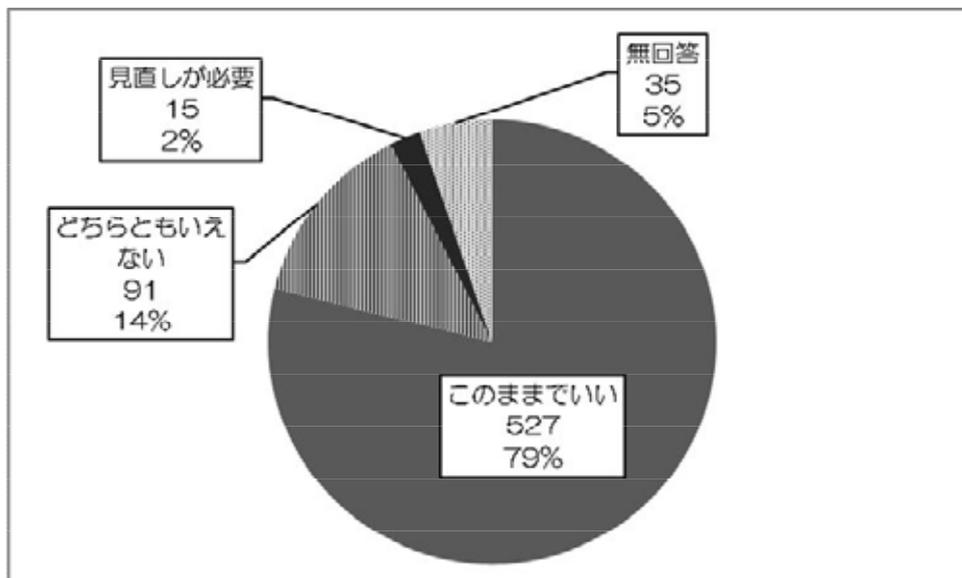
この条文について、

見直しが必要。

を選んだ理由

このままでいい。

どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（29件）

- ・ SNS を利用する。
- ・ 広報に力を入れてほしい。
- ・ 義務づけるべき。
- ・ 公表方法の明示が必要
- ・ 「基本的な政策等」について、代表項目の列記でもあれば、よいのではないか。
- ・ ほとんど決まってから「イエス」か「ノー」の意見を求めるだけではよくないと思う。

「行政評価」について（668件）

問8 行政評価（条例第9条）

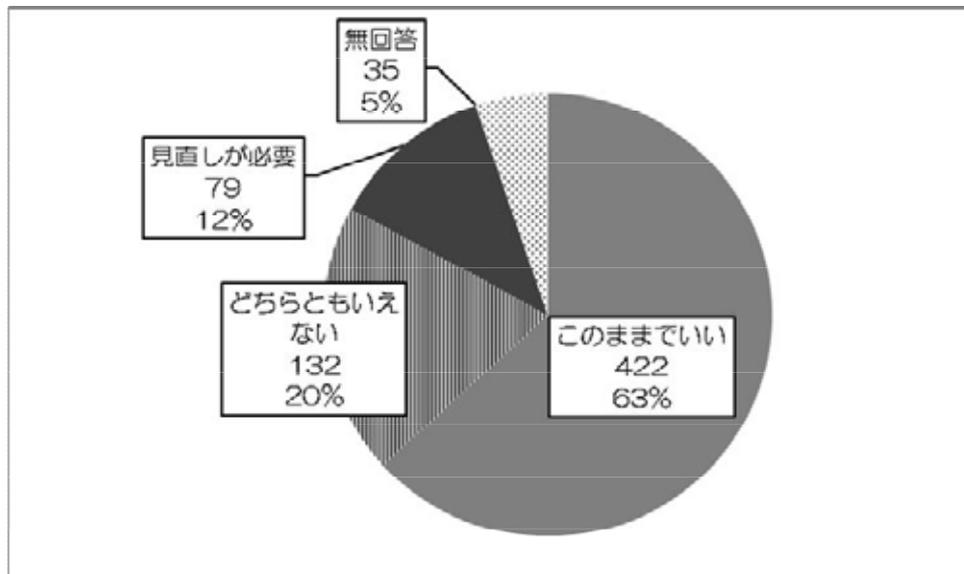
この条文について、

見直しが必要。

を選んだ理由

このままでいい。

どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（94件）

- ・どの様に公表しているか分からない
- ・市だけでなく、第三者の目で評価が必要ではないか。
- ・毎年ではなく半年など、短いスパンでの評価により、より効率の良い結果が見込めると思う。
- ・第9条第2項は、「努めるものとする」ではなく、開催することを通常化してはどうか。
- ・事業が市民にとってどれだけの利便があったのか、一時的なものではなく、長く検証公表してほしい。
- ・結果だけを市民に公表しても意味をなさないように思います。

- ・自ら評価するにした方がよい。条文だと第三者評価ともとれる。
- ・市民に公表して判断をあおぐ。
- ・市議会において、当然に審議・評価されているものと理解している。
- ・より透明性、客観性の高いものを望む。
- ・専門の事業スペシャリスト（市内にある会社等）に評価、またはアドバイスをもらう。
- ・市民へのフィードバックが弱い様に感じられる。
- ・評価をして、それが翌年につながっているのか。計画や目標がどういった内容なのか、市民は知らない。

「審議会等の委員」について（６６８件）

問 9 審議会等の委員への市民委員枠の設置（条例第１０条）

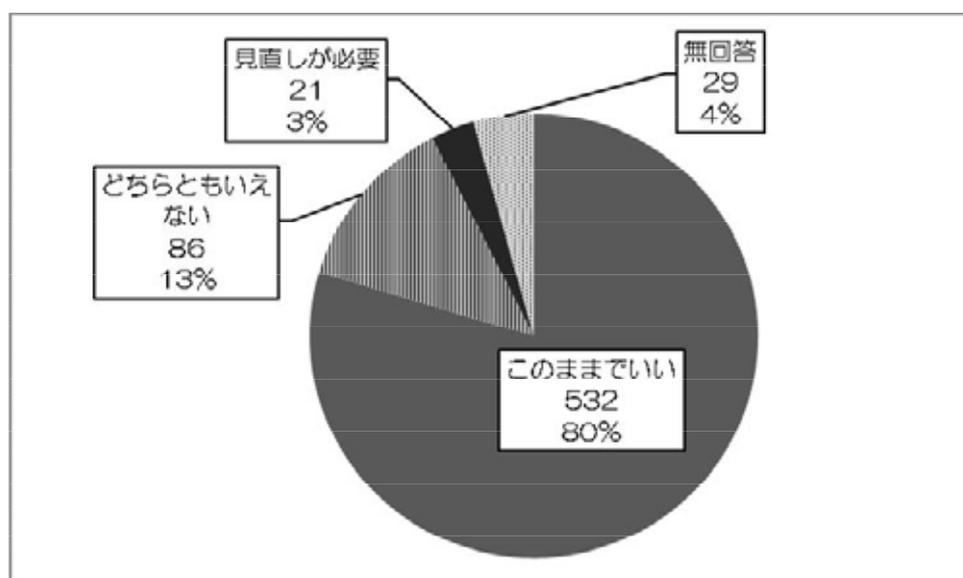
この条文について、

見直しが必要。

を選んだ理由

このままでいい。

どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（３１件）

- ・「努める」ではなく、加えることにすれば良いのではないか。
- ・市民枠の数は入れないのか。
- ・市民委員自体の選任方法、コスト等の問題、及び議会制度との整合性に問題があるように思う。
- ・市民枠を設けるなら人数を多くするべき。
- ・市民枠に、年齢によるかたよりがあるのでは。
- ・市民枠を地域枠にしたらどうか。
- ・代表？声の大きい人？疑問を感じる。

- ・ 多人数にアンケートでもいいのでは。

「このままでいい」を選んだ理由

- ・ 意見は実際に事業を行う上で（プロでないので）市民視点を大切にすることは必要だが、審議会で発言することで、事業が進まなかったり、止まってしまうようでは困るのではないか。市民の立場は大切だが、その市民枠のパワーバランスに一考必要な気がする。

「学習の機会の提供その他の支援」について（668件）

問10 出前講座などの学習の機会の提供（条例第11条）

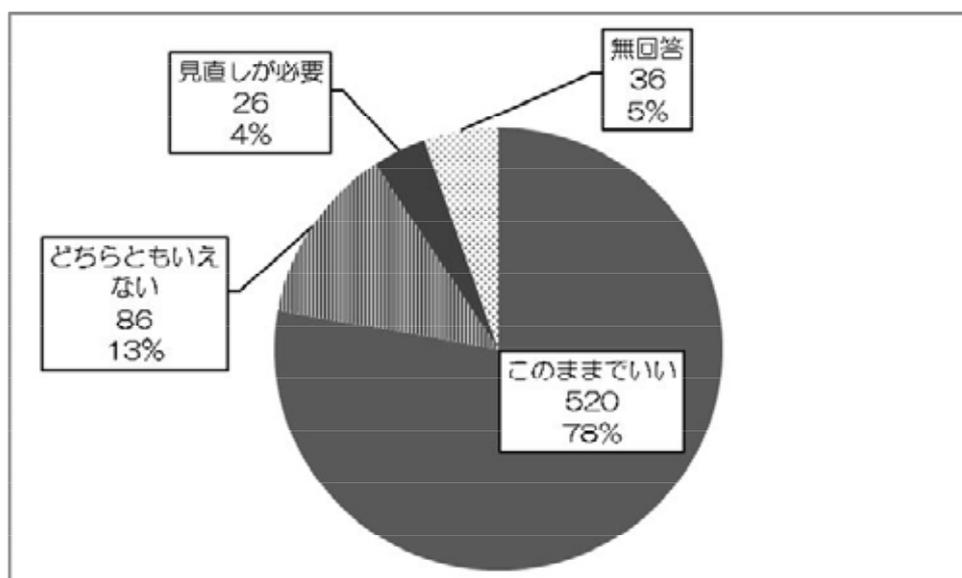
この条文について、

見直しが必要。

を選んだ理由

このままでいい。

どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（４７件）

- ・各自治会等への施策としては有効と思う。
- ・出前講座何度か利用した。この条例はとても良いと思う。
- ・まちづくりプラザの設備の充実と設置場所を増やす。
- ・まちづくりプラザは仲間うちの集まりのようで無駄である。
- ・出前講座をもっと充実すべき。（時間、内容等）

「市民投票」について（６６８件）

問 1 1 市民投票（条例第 1 2 条）

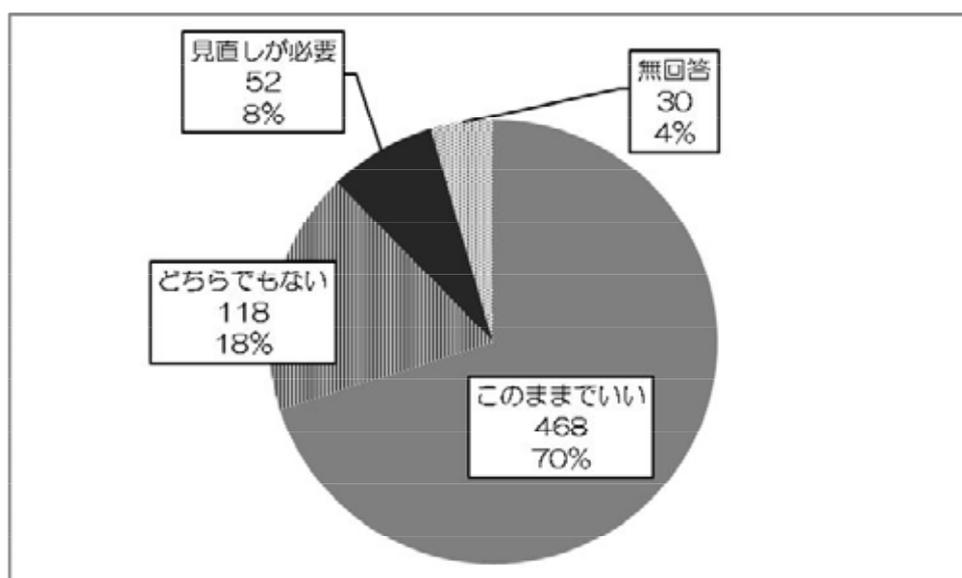
この条文について、

見直しが必要。

を選んだ理由

このままでいい。

どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（４７件）

- ・どの市民投票も、同じ条件で実施するように、最初の条例で規定しておくべき。（投票の方法、結果の公表手続きなど）
- ・市民の判断での実施ではなく、伊丹市参画協働推進委員会の判断により市民投票を行う。
- ・市民が選んだ市長が専門家等と相談すれば良い事で、一度も実施されていないのなら、必要ないと思う。又、実施するとなれば費用もかかり市民に負担がかかるので、必要ないと思う。
- ・市長及び議会の判断とすべき。
- ・市長、議員の選挙やリコールの制度があり、それ以外の方法で市民の意思を確認する必要があるのか疑問
- ・市長だけでなく市民にも市民投票開催の権限を与えた方が良い。
- ・時と議題により違うのは当たり前だと思うので。（その都度でよい）
- ・市民アンケートや市民世論調査のような簡単な方法もって見るべきでは。
- ・その都度、条例をつくるのは迅速性に欠ける。
- ・敷居の高いものとなっていると思う。この条例での市民投票制度でも”度々”投票にて市民の是非を問うものではないが、もう少し参画しやすい条例にすべきであり、今後も実施されることはないのでは。
- ・住民投票制度は必要かもしれないが、この制度が外国人地方参政権の拡大につながるとの指摘もある。外国人参政権容認派の市長が誕生すれば、改悪されるのではないか。
- ・市民の意思を直接問いたことがないというのは、市民の為のまちづくりを志していると思えない。
- ・第８条のパブコメとの整合はどうか。

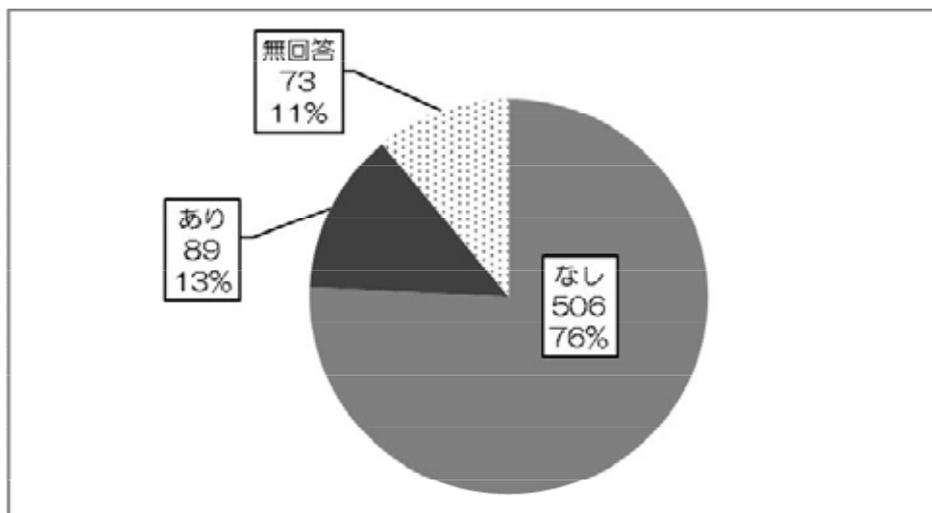
6 条例に新たに追加する項目について（668件）

問 1 2 この条例は、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければならないことから、市民の参画に関するルールや、まちづくりに関する基本的な事項を定めています。

今後、市民が主体となったまちづくりを進めていくにあたり、新たに決めておくべきだと思う事項（新たな参画の仕組みや、行政が行わなければならないことなど）があるかどうかについて、当てはまる番号に○をつけてください。また、①を選ばれた場合は、その内容もあわせて記入してください。

① 見直し、又は市民会議での検討が必要な事項がある。

② 特になし。



記載のあった主なもの（121件）

- ・ 裁判員制度の様に市民の参画のルールを明確にしていきたい。
- ・ 集合住宅などで、地域の自治会に加入していない世帯もあると思われるが、市民主体で参画して策定するには、より多く、できれば全

市民が地域の会に加入することが望ましいと思う。

- ・「まちづくり」に関しては議会という文字が出てこない。
- ・参画と協働について、20代から50代の忙しく働いている人の意見（会議の日程）が出やすいようなことも考えてほしい。”
- ・市議会と市民会議の関係がわからない。
- ・「市民参加のまちづくり」に関する意見箱等を市役所に設置していただきたい。
- ・地方自治の活動は市役所だけでなく、消防、警察とわたっているが、市役所はインフラ整備が主で、今後増加するであろう少年犯罪や事故防止に必要な警察、消防行政との協力体制は整備されているのか。
- ・文章表現をやわらかく分かりやすくした方がよい。
- ・市民の代表である議員、その集合体の議会との関係性に全く触れていない。
- ・インターネット等を介する市民参画の仕組み
- ・条例の中で行政の仕事と市民参画の区割りをはっきりとさせるべきだと思う。
- ・市民について単なる一個人とするのか、事業者・事業主体も市民と考える必要がある。市の事業も市民・事業者・行政の連携が必要と思われる。市民の参画と協働を考えるについては、市民（個人）・事業者・行政の三者が必要であろう。
- ・市にこうして欲しいなどの意見を気軽に述べる場があればよいと思う。
- ・活動の成果を上げる為には活動予算が必要と思う。予算に応じた企画を行い、それに見合う実行をできるように「予算」という項目を入れてはどうかと思います。
- ・基本条例としてはこのままでよいが、これはあくまでも憲法のようなもので、具体的にどのようにまちづくりをするのかがわかりにくい。
- ・市民が主体のまちづくりを理想で終わらせないために、いろいろな仕組みを考えてほしい。

- ・ 国政も同様だが、市政であったとしても、市民の投票権などを国籍に関係なく持たして頂きたい。
- ・ 伊丹市議会と伊丹市民会議の区別がほとんどの市民が今のままではできないと思います。
- ・ 一つ一つ具体的な基本条例のガイドラインを作成していき、市民に周知していくしかないと考える。又、役割（市民会議（委員）、市役所（職員）、議員その他）を図で示して、組織図も作成していかねばなりません。
- ・ 伊丹市まちづくり基本条例に自治会との協調の他、他の関連組織との関係
- ・ 近隣自治体との連携
- ・ 「住民」「市民」の明確な基準
- ・ 市が目指すまちづくりの定義も市民に共有されていない。

第3章 条例の見直し検討を行う市民会議について

今回、アンケートの実施の際に、条例見直しのための市民会議の委員の就任をお願いしました。

市民会議の委員の就任に承諾いただいた方には、条例の見直しに関する議論に参加していただきます。(会議は全9回開催予定)。任期は、全会議終了までの間です。

市民の皆様には、まちづくりの課題やまちづくり基本条例に関するお考えを率直に語っていただきたいと考えています。

とくに専門的な知識等は必要とせず、会議のなかで、必要な知識を得るための時間を設けることも予定しています。また、コーディネーターとして、まちづくり推進課の職員も加わり、議論の進行のお手伝いをします。

今回、承諾いただいた市民の人数 108人

* 抽選の結果、30人の市民の方を選任

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート（原版）

伊市まま第1427号
平成26年4月15日
(公印省略)

各 位

伊丹市長 藤原保幸

「伊丹市まちづくり基本条例」見直しのアンケートの実施について（お願い）

陽春の候、皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市のまちづくりにご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、伊丹市では見出しのとおり、平成26年度に「伊丹市まちづくり基本条例」の見直し検討を予定しております。

つきましては、住民基本台帳から無作為抽出により選ばせていただきました3,000人の市民の皆様にごアンケートを送付させていただき、アンケート結果を、条例の見直しの参考にさせていただきたいと存じます。

つきましては、お手数ではございますが同封のアンケート（冊子）にご回答下さいますようお願い申し上げます。

また、条例の見直しを検討する市民会議（市民の方、約30人で構成する会議です。）の委員就任依頼も、あわせて送付させていただきます。委員ご就任をご承諾いただける場合は、アンケート（冊子）の11ページの承諾書に必要事項をご記入の上、ご返送下さい。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、同封のアンケート・承諾書ともに、5月16日（金）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 送付書類

アンケート 兼 市民会議委員就任のお願い
伊丹市まちづくり基本条例 条文

以上

本件担当：伊丹市市民自治部まちづくり推進課
小宮・山名
電話：072 - 780 - 3533 FAX：072 - 784 - 8130
Email：m-machi@city.itami.lg.jp

いたみし きほんじょうれい
伊丹市まちづくり基本条例の

みなお かが
見直しに係るアンケート

けん しみんかいぎいいんしゅうにん ねが
(兼 市民会議委員就任のお願い)

なぜ、私が選ばれたの？

このアンケートは、今回、住民基本台帳から無作為抽出により選ばれた3,000人の市民の皆様にお送りしています。

このアンケートは何に使うの？

アンケートの結果をまちづくり基本条例の見直しの参考にします。また、条例の見直しを検討する市民会議（市民の方、約30人で構成する会議です。）の委員への就任の意思確認をさせていただくために行っています。

まちづくり基本条例ってなに？

伊丹市では、市民会議からの提言を受けて、力強い市民自治のまちを目指し、平成15（2003）年に「伊丹市まちづくり基本条例」を制定しました。（別紙をごらんください。）

この条例は、4年以内ごとに、見直しを行うこととしており、今年度から3回目の見直し検討を行います。

かいしゅうきげん
回収期限

へいせい ねん がつ にち きん
平成26（2014）年5月16日（金）

とうじつけしいんゆうこう
(当日消印有効)

ご協力お願いします。

へいせい ねん がつ いたみし
平成26（2014）年4月 伊丹市

ご記入にあたって

- * あて名となっているご本人が記入いただきますよう、お願いします。
- * 設問により回答方法が異なりますので、記載内容にしたがって記入してください。
- * 自由記述欄へは、なるべく具体的に記入してください。
- * ご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

市民会議委員就任のお願いについて

アンケートにお答えいただいた方に、まちづくり基本条例の見直し検討を行う市民会議の委員への就任をお願いしています。(9ページをご覧ください。)

委員の就任をご承諾いただける方は、11ページにある承諾書に記入してください。

お問い合わせ

伊丹市 市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課
担当 小宮・山名

所在地 伊丹市千僧1丁目1番地

電話 072-780-3533

FAX 072-784-8130

E-mail m-machi@city.itami.lg.jp

問5 すべての方におたずねします。

「伊丹市まちづくり基本条例」は、市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的として制定しました。この条例を広く市民の方に知っていただくために、現在、パンフレットの配布や、条例を啓発するイベントの開催、市ホームページによる情報提供などを行っていますが、今後、さらに市民のみなさんに知ってもらうためには、どのような方法が効果的だと思いますか。あれば、記入してください。



まちづくり基本条例フォーラムの様子



まちづくり基本条例啓発パンフレット

伊丹市まちづくり基本条例の具体的なことについておたずねします。

問 6 から問 1 1 までにつきましては、「伊丹市まちづくり基本条例」にある具体的なことについてお聞きします。

当てはまる番号に○をつけてください。また、①を選ばれた場合は、その理由もあわせて記入してください。

(条例本文については、別紙をご覧ください。)

問 6 市民会議、ラウンドテーブルなどの「対話の場」の設置
(条例第 7 条)



伊丹市マスコット

たみまる

この条文について、

見直しが必要。

このままでいい。

どちらともいえない。

を選んだ理由

= 条文の説明 =

市の総合計画、基本方針など、まちづくりの課題について、市が市民の意見を求める必要があるときは、市民が主体となってまちづくりについてお互いに話し合う場を設置するというものです。(市民会議など。)

また、市民が話し合いや情報交換の場をつくる場合には、市が必要な支援(専門家の派遣や、運営などの相談)を行うこととなっています。

問7 市民意見表明制度(パブリックコメント制度)(条例第8条)



市が基本的な政策を策定するときに、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものです。

この条文について、

見直しが必要。

このままでいい。

どちらともいえない。

を選んだ理由

問8 行政評価(条例第9条)



市の政策や事業が、計画や目標通りできたのかということをして市が自ら評価するもので、毎年行っています。

この条文について、

見直しが必要。

このままでいい。

どちらともいえない。

を選んだ理由

問 9 審議会等の委員への市民委員枠の設置 (条例第 10 条)



審議会等の委員に広く市民が参加できるように、委員構成に市民枠を設けています。

この条文について、

見直しが必要。

このままでいい。

どちらともいえない。

を選んだ理由

問 10 出前講座などの学習の機会の提供 (条例第 11 条)



まちづくりに関して理解を深めるために、市職員が地域に出向いて講座を行う出前講座があります。また、まちづくり活動を支援するために、伊丹市立まちづくりプラザを設置し、相談業務などを行っています。

この条文について、

見直しが必要。

このままでいい。

どちらともいえない。

を選んだ理由

問 1 1 市民投票 (条例第 1 2 条)



広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市長の判断で市民投票を実施することができます。伊丹市では、まだ、一度も実施されたことはありません。また、実施する場合は、その都度、投票方法や投票資格などを規定した条例をつくることとなっています。

この条文について、

見直しが必要。

このままでいい。

どちらともいえない。

を選んだ理由

伊丹市まちづくり基本条例に追加すべき事項などについておたずねします。

問12 この条例は、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかねばならないことから、市民の参画に関するルールや、まちづくりに関する基本的な事項を定めています。

今後、市民が主体となったまちづくりを進めていくにあたり、新たに決めておくべきだと思ふ事項（新たな参画の仕組みや、行政が行わなければならないことなど）について、当てはまる番号に○をつけてください。また、①を選ばれた場合は、その内容もあわせて記入してください。

あり。

なし。

内 容

以上で、アンケートは終了です。

次は、まちづくり基本条例の見直しを検討する市民会議の委員の就任のお願いです。ご協力をお願いします。

伊丹市まちづくり基本条例の見直し検討を行う市民会議について



市民会議って？

伊丹市まちづくり基本条例には、4年以内ごとに見直しを行うという規定があります。

伊丹市まちづくり基本条例 付則第2項

市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

条例の見直し検討にあたっては、「まちづくり基本条例を見直す市民会議」を設置し、幅広い市民の皆さんにご意見をいただくことを予定しています。



市民会議の委員になると何をするの？

条例の見直しに関する議論に参加していただきます（会議は全9回開催予定）。任期は、全会議終了までの間です。（およそ1年となります。）

会議の日程については、別途調整させていただきます。

諸謝礼は、会議の参加1回につき、お一人1,111円（実際にお支払いする金額は998円（税引後）で、交通費は支給しません。）です。



前回の市民会議の様子

平成22（2010）年



しみんかいぎ むづか
市民会議って、なんだか難しいんじゃないの？

しみん みなさまには、まちづくりの課題やまちづくり基本条例に関するお考えを率直に語っていただきたいと考えています。

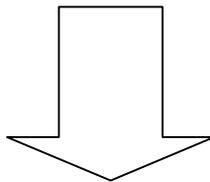
とくに専門的な知識等はありません。会議のなかで、必要な知識を得るための時間を設けることも予定していますので、ご安心ください。また、コーディネーターとして、まちづくり推進課の職員も加わり、議論の進行のお手伝いをします。

【委員就任の承諾書を送っていただいた後は・・・】

いいんしゅうにん しょうたく おく
委員就任をご承諾された方全員に、まちづくり推進課より平成26（2014）年6月上旬を目途に通知させていただきます。

- * しょうたくしゃ たすう ばあい ちゅうせん
承諾者が多数の場合は、抽選させていただきます。
- * いたみしぎ かいぎいんおよびいたみししょくいん いいん しゅうにん
伊丹市議会議員及び伊丹市職員は、委員に就任することができません。
- * このアンケートのあて名となっているご本人のみが対象です。
- * いただきました個人情報については、市民会議の委員選任以外には使用しません。

いいん しゅうにん しょうたく かた つぎ
委員の就任にご承諾いただける方は、次のページにある承諾書に記入してください。



しょうたくしょ
承諾書のページへ

しみんかいぎ いいんしゅうにんしょうだくしょ
市民会議の委員就任承諾書

わたしは、伊丹市まちづくり基本条例見直しのための市民会議の委員になることを承諾します。

ねん がつ じち
年 月 日

し めい
氏 名

ゆうびんばんごう
郵便番号

じゅう しょ
住 所

でんわばんごう
電話番号

ご協力ありがとうございました。

この冊子を切り離さずにそのまま同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

伊丹市まちづくり基本条例

平成15年3月27日条例第1号

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代，地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに，すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし，いきいきと活動でき，生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。

その基盤は，自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち，自らの意思によってまちづくりに参加する，あるいは，自らがまちづくりの担い手となって活動するという，自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も，これまでのまちづくりに対する意識を改革し，まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには，市民も市も，異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねるとい熟議を行うことが重要です。

この熟議を基本に，先人が永年培ってきた歴史，文化，風土や良好なコミュニティを土台として，市民と市が，パートナーシップを確立し，適切に役割と責任を分担し，補完し合い，協力して，まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し，力強い市民自治を実現するために，この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は，市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより，自治の主権者である市民の主體的なまちづくりを推進し，地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 まちづくりは，市民が自らの意思によって参画し，市民と市が相互の信頼関係に基づいて，それぞれ果たすべき役割と責任を分担し，補完し合い，協力して進めなければならない。

2 市民と市は，対等なパートナーとして，まちづくりに取り組むものとする。

3 市は，その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市，市民相互は，参画と協働によるまちづくりの推進にあたり，熟議（異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。）を基本とする。

(市民の権利)

第3条 市民は，等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は，第2条の基本理念にのっとり，自主的かつ自律的な意思に基づいて，積極的にまちづくりに参画し，又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに，市と協働するよう努めなければならない。

2 市民は，お互いを尊重し，支え合いながら，熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は，それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって，お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は，第2条の基本理念にのっとり，市民の市政への参画の機会を確保し，市民と協働して，まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市は，市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は，市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに，職員の資質の向上に努めなければならない。

(情報の共有)

第6条 市は，市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は，その保有する情報を市民と共有するため，市民にわかりやすくその情報を提供するとともに，市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。

3 審議会等は，市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。

4 市は，個人の権利及び利益が侵害されることのないように，個人情報の収集，利用，提供，管理等について，必要な措置を講じなければならない。

(対話の場の設置)

第7条 市は，まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは，市民との対話の場を設置することができる。

2 市民がまちづくりに関する情報を交換し，又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合に

において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第8条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。

(行政評価の実施)

第9条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の委員)

第10条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(学習の機会の提供その他の支援)

第11条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(市民投票の実施)

第12条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。

(伊丹市参画協働推進委員会)

第13条 市に、伊丹市参画協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、市長に対し意見を述べることができる。

(1) 市民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成果に関すること。

(2) この条例の見直しその他市民の参画と協働によるまちづくりに関する重要事項

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 関係団体を代表する者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、市長が委嘱する。

9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(この条例の位置付け)

第14条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(見直し)

2 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

付 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。